

業務指示書

ヨルダン国シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年2月29日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域保健または母子保健に関連する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/リプロダクティブヘルス・家族計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域保健または母子保健に関連する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 研修管理】

- 1) 類似業務の経験：保健従事者向け研修計画運営に関連する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
プロジェクトで使用する事務機器にかかる経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(JOD1 = 168.154 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 3月 9日(水) 14:00～16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/リプロダクティブヘルス ・ 家族計画
研修管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

29.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ヨルダン国シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/リプロダクティブヘルス・家族計画	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 研修管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ヨルダンにおいては、プライマリーヘルスケアサービスの利用率が高い(予防接種率 93%、産前検診 7 回以上の受診率 77.8%、施設分娩率 98.8%) 一方で、ヨルダンの合計特殊出生率は 3.5 (DHS2012) であり、中東の平均 3.2(World Health Observatory 2013) よりもやや高く、かつここ 10 年間横ばいである。この理由として近代的避妊法の普及率の低さ及び家族計画ニーズの充足率の低さが挙げられる。避妊実行率を見ると、2002 年の 56%から 2012 年の 61%まで微増しているものの、このうち近代的避妊法は 41%から 42%と変化が見られず、伝統的避妊法が依然 19%を占めている。近隣諸国の伝統的避妊法の使用率は、エジプト 2%、モロッコ 11%、チュニジアでは 8%であることから、ヨルダンの伝統的避妊法の比率は高く、改善が必要といえる。

また、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によれば、近年の内戦を逃れてヨルダンに流入するシリア難民が急増しており、ヨルダン国内の保健医療サービスを圧迫している。ヨルダン国内のシリア難民は、約 63 万人(2015 年 11 月時点、UNHCR)で、難民の約 8 割が難民キャンプ外で生活している。県別難民数は、アンマン県が最も多く 165,907 人 (全体の 26.4%)、次いで北部地域のイルビッド県 141,724 人 (22.6%)、マフラック県 72,469 人 (11.5%、難民キャンプを除いた数)である。特に北部のイルビッド県では人口の約 14%、マフラック県では約 50%をシリア難民が占めている。National Resilient Plan (2014-2016) 及び後述する JICA が 2014 年 8 月に実施した現地調査によれば、北部地域では一部病院のベッド占有率が 100%を超え、マフラック県では産科病院における自然出産のうち 60%、帝王切開の 50%はシリア人が占めている状況である。シリア難民の家族計画ニーズの充足率に関して具体的に示した報告書は存在しないが、出産数を踏まえれば高いニーズがあることが推測され、シリア難民にリプロダクティブヘルス・家族計画を含む保健医療サービスを提供すると共に、ホストコミュニティにおけるヨルダン人に対する保健医療サービスの量・質を維持することが課題となっている。

家族計画ニーズへの対応、難民流入による保健医療サービスの圧迫に対応するためには保健医療サービスを提供する末端の公的保健施設である村落保健センター (Village Health Center、以下 VHC) が提供可能なサービスを最大限提供することが重要であるが、多くの施設において巡回医師の訪問時のみ開院している程度で十分機能しておらず、VHC の提供サービスには大きなばらつきがある。地方部の上位施設から離れた地域において、常駐している准看護師 (Nurse Assistant) による家族計画サービス、予防接種、基礎的治療の提供、VHC による住民のヘルスプロモーション活動の推進等のサービスが提供されることにより、住民保健サービスへのアクセスは大幅な改善が期待できる。

JICA は 1997 年以降、ヨルダン南部地域にて家族計画及び女性のエンパワメント分野で技術協力プロジェクトを実施してきている。直近 (2006~11 年) の「ヨルダン南部女性の

健康とエンパワメントの統合プロジェクト」(以下、先行プロジェクト)ではVHCのサービス改善をコンポーネントに含み、2011年以降はフォローアップ協力によりマフラック県等においてVHCの支援を行ってきた。これらの経緯を踏まえ、2014年8月にマフラック県・イルビッド県にて現地調査を行い、VHCにおける保健サービス改善ニーズがあることを確認した。その後、ヨルダン政府からの要請書提出を受け、上記2県にバルカ県デルアラ地区を加え3地域において詳細計画策定調査を実施し、同調査結果を踏まえ、両国間で2016年1月25日に討議議事録(Record of Discussions: R/D)の署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト

(2) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、シリア難民が多く流入するマフラック県、イルビッド県及びバルカ県デルアラ地区において、VHCに対する支援的環境の整備、保健スタッフの能力強化、重点対象VHCにおけるヘルスプロモーション活動の活発化を行うことにより、同センターのサービス提供機能の強化を図り、もって対象地域の地方部に居住するより多くのヨルダン人及びシリア難民の質・量伴ったリプロダクティブヘルス・家族計画、及び基礎的なサービスへのアクセス改善に寄与することを目的とする。

(3) 上位目標と指標

プロジェクト対象地域の地方部に居住するより多くのヨルダン人及びシリア難民が質・量の伴ったリプロダクティブヘルス・家族計画及び基礎的な保健サービスにアクセスできるようになる。

指標1：プロジェクト対象地域のVHCにおいて家族計画サービスを受けるクライアント(ヨルダン人及びシリア難民)が増加する。

指標2：プロジェクト対象地域のVHCにおいて予防接種を受けるクライアント(ヨルダン人及びシリア難民)が増加する。

指標3：プロジェクト対象サイトのVHCから上位施設にリファーされ対応された件数が増加する。

指標4：VHCにおけるサービスに関し、コミュニティの人々の認知度が上がる。

(基準値・目標値についてはプロジェクト開始後に設定する。)

(4) プロジェクト目標と指標

重点対象 VHC¹のサービス提供機能が強化される。

指標 1：県保健局から受けたスーパービジョンの結果が改善する（家族計画クライアント記録、調達記録等）

指標 2：VHC から他の公的施設へのリファー件数が増加する。

（基準値・目標値についてはプロジェクト開始後に設定する。）

（5）期待される成果

成果 1：プロジェクト対象地域の村落保健センターにおいて、支援的環境が整備される。

指標 1：運営マニュアルの更新と承認

指標 2：プロジェクト地域の VHC を対象としたスーパービジョンマニュアルの開発

指標 3：県保健局により VHC に対し実施されたスーパービジョンの数

指標 4：改訂版 VHC 向けリファラル標準手順書

成果 2：プロジェクト対象地域の村落保健センターの保健スタッフの能力が強化される。

指標：研修前後のテスト結果

成果 3：重点対象 VHC において、ヘルスプロモーション活動が活発化する。

指標 1：重点対象 VHC における保健教育セッションの実施数と参加者人数

指標 2：重点対象 VHC におけるヘルスプロモーション活動の実施数と参加者人数

（6）活動の概要

【成果 1 に対する活動】

活動 1-1：関係するステークホルダーとの連携及び支援可能性を確認するためのワークショップを実施する。

活動 1-2：「南部地域における VHC の運営マニュアル」("Operational Manual for Village Health Centers in the South Region")（以下「南部 VHC マニュアル」）が見直され、プロジェクト対象地域用に改訂され、保健省により承認される。

活動 1-3：「南部 VHC マニュアル」を基にプロジェクトサイト向けのスーパービジョン用マニュアルが作成され、活用される。

活動 1-4：VHC 用のリファラル標準手順書がレビューされ、改訂され、活用される。

活動 1-5：必要な基礎的機材が調達され、配布される。

【成果 2 に対する活動】

活動 2-1：保健省本省及び県保健局により研修計画が作成される。

活動 2-2：VHC の准看護師向けに研修が実施される。

活動 2-3：研修計画に基づき、他の関連する保健人材に対し研修が実施される。

¹ 重点対象 VHC については 2.（7）を参照のこと。

【成果3に対する活動】

活動3-1：重点対象VHCにおいて、コミュニティのニーズ、VHCのキャパシティ及び利用可能な資源とネットワークに基づきヘルスプロモーション活動が計画される。

（例：VHC、学校、モスク等における保健教育セッション、コミュニティ啓発ワークショップ、家庭訪問等）

活動3-2：重点対象VHCにおいてヘルスプロモーション活動が実施される。

(7) プロジェクト対象地域・サイト

プロジェクト対象地域はマフラック県、イルビッド県、バルカ県デルアラ地区とする。プロジェクトサイトはマフラック県、イルビッド県、バルカ県デルアラ地区の計63VHC。このうち、14（マフラック県6、イルビッド県6、バルカ県デルアラ地区2）を重点対象VHCとする。

(8) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

ア) 直接受益者：マフラック県、イルビッド県、バルカ県デルアラ地区VHC（全63か所）の准看護師

イ) 間接受益者：プロジェクトサイトのヨルダン人住民及びシリア難民（マフラック県（人口313,700人/登録シリア難民157,839人）、イルビッド県（人口1,188,100人/登録シリア難民143,215人）、バルカ県デルアラ地区（バルカ県人口447,200人/登録シリア難民21,036人）²）

(9) プロジェクトスケジュール（協力期間）

2016年4月～2018年4月を予定（計24ヶ月）

(10) 相手国側実施機関・カウンターパート

ヨルダン保健省

－合同調整委員会³議長：保健省次官

プロジェクトダイレクター：保健省プライマリ・ヘルスケア管理局長

プロジェクトマネージャー：保健省母子保健局長

プロジェクト副マネージャー：保健省母子保健局家族計画部長

その他のプロジェクト実施に必要なメンバー：保健省家族計画部助産監督官、マフラック県保健局長、イルビッド県保健局長、バルカ県保健局長、デルアラ地区担当保健副局長、各県の助産監督官及び対象VHCの准看護師等

² 人口は2012年統計局推計による。登録難民数は2015年6月現在、<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=107>、UNHCR。デルアラ地区の人口57,440人（難民数不明）。

³ 合同調整委員会のメンバーについては5.（2）参照。

3. 業務の目的

「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、プロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。したがって、総括の現地配置期間を十分に確保し、柔軟な対応を可能にする、あるいは現地人材の効果的配置により現地情勢の変化に備える等、対応方法をプロポーザルにて提案すること。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要かつ妥当な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトでは、VHC のサービス全般を対象としているが、先行プロジェクトでも主要 C/P 局であり、JICA 事業を熟知した母子保健局を保健省内のカウンターパート局としている。実施にあたっては、必要に応じて同局を通じ感染症局（予防接種を所掌）、健康増進・啓発局（ヘルスプロモーション、住民活動を所掌）等関連部局と連携すること。また、対象県の保健局を実質的なカウンターパート機関と位置づけ、活動にあたること。

また、合同調整委員会の議長は保健省次官、同プライマリ・ヘルスケア管理局長、同母子保健局長、同母子保健局家族計画部長、同法務部長、マフラック県・イルビッド県・バルカ各県保健局長、高等人口審議会事務局長、JICA ヨルダン事務所長及び専門家とする。

(3) ホストコミュニティのヨルダン人住民とシリア難民双方への裨益

本プロジェクトはシリア難民の流入を契機に形成されたものである一方、ヨルダン政府からの要請に基づき実施されるものである。従って、ヨルダン人住民、シリア難民双方に裨益する必要があることに留意すること。

(4) シリア難民のヨルダン国内保健サービスの利用

現在、ヨルダン政府はシリア難民に対し、予防接種については無料で提供しているが、基礎的治療については2014年12月の首相令によりヨルダン人健康保険非加入者と同額の徴収を開始している。更に2015年春より、UNHCRの登録に加え、内務省登録(30ヨルダン・ディナール/約5,000円のメディカル・チェックが必要)が義務付けられた。両方の登録を行っている場合にはVHCにおける診察料は0.4ヨルダン・ディナール(約70円)、薬代も含め最大3ヨルダン・ディナール(500円程度)と多額には及ばないものの、内務省登録を行っていない場合外国人料金(上記金額の約3倍)の適用となる。このため、経済的に困窮しているシリア難民、及び内務省登録を行っていない難民(全体の7割強)は、保健サービスにアクセスしにくい状況にある。従ってPDM上の活動として明記していないが、近隣のNGO等が開設している無料クリニックの紹介をVHCにおいて実施する、供与予定のモバイルクリニック(5)参照)を活用し診療機会の提供を行う等、難民のサービスへのアクセス改善となり得る活動として現時点で考えられるものをプロポーザルにて提案すること。また、避妊具の配布は従来国籍に関わらず無料であったが、上記首相令以降シリア難民への配布取扱いを保健省内で検討中であり、暫定的に配布の取りやめ、あるいは有料化しているVHCが詳細計画策定調査中に散見されたことから、保健省、及び避妊具の供与を行っているUNFPA等を通じ難民に対する無料配布が実現するか、動向をフォローすること。

(5) モバイルクリニックの調達

(4)にあるとおり、難民登録がされていないシリア難民については、VHCにおける保健サービスが有料である状況下で十分な保健医療サービスやサービス・健康に関する情報にアクセスできていない可能性が高い。また、対象地区のうちバルカ県デルアラ地区では、保健施設の数が少なく、保健サービスへの物理的なアクセスが困難な地域が存在する。遠隔地と共にシリア難民に対するサービス提供及びヘルスプロモーションでの活用を想定し、本案件ではモバイルクリニック1台を調達予定である。調達するモバイルクリニックは、JICA民間提案型普及・実証事業によりスーダンで試行導入した4輪駆動車両に超音波診断装置、心電計、血圧計、ストレッチャー、遠隔コミュニケーションシステム等を搭載した車両と同様の仕様とし、2016年10月頃に現地納品予定。

(6) 過去の協力の教訓の反映および成果の活用

先行プロジェクトにて作成したVHCサービス改善マニュアル等の成果品の活用を図ること。なお、同案件ではヘルスエドゥケーターの養成及びヘルスエドゥケーターによる家庭訪問が活動の中心となっていたが、今回の対象地域では多くの施設において人員体制等を理由に家庭訪問の実施が困難であるとの見解が示されたことから、本プロジェクトでは現在の体制で実施可能なヘルスプロモーション活動をVHCが計画し、計画に沿って実施支援を行

う形でコミュニティにアプローチする。

(7) 他ドナーとの協調

ヨルダンの保健分野における最大ドナーは USAID である⁴。Health System Strengthening Project I&II (2005~2014) を通じ、VHC の上位施設となる PHC (Primary Health Care) センターから病院レベルまでの整備及び認証、コミュニティにおけるコミュニティ保健委員会の設立を支援しており、2016 年から後継案件 (300 万ドル) が開始予定である。対象地域においても上位施設が対象となる可能性があることから、情報収集の上連携を図ること。また、UNFPA は (4) に記載のとおり、保健省に避妊具の供与を行っており、シリア難民に対する避妊具の無料化につき保健省に働きかけていることから、情報交換に努めること。

(8) カウンターパートの本邦・第三国における研修

技術移転の一環として JICA がカウンターパートに対し、既存の課題別研修や第三国研修における研修を行う場合、同研修の実施は本業務実施契約の枠外となるが、コンサルタントは本プロジェクトにおける研修の主旨を十分理解し、JICA の意向を確認しつつ候補者の人選および研修内容についてカウンターパート機関に助言し調整する。また、受入に係るアプリケーションフォームの作成並びに本邦・第三国における研修に協力すること。

(9) JICA によるモニタリング・評価への協力

本プロジェクトでは、プロジェクト前半の成果のレビュー、シリア難民の流入状況、公的保健サービスの受診環境を踏まえた後半のプロジェクト活動の見直し、及び本プロジェクト終了後の協力ニーズの確認を行うため、プロジェクト活動開始 1 年後を目途に運営指導調査を予定している。調査の実施に際して、コンサルタントはその基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、同調査の実施時期や実施の要否については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

(10) 協力効果の検証

プロジェクトの成果について、可能な限り客観性のある統計学的手法を用いた検証を行うこと。特にプロジェクト期間が 2 年間と短いことから、プロジェクト目標は重点対象 VHC におけるサービス提供機能の強化に限定しているが、最終的にはサービスへの住民・難民のアクセス改善を目指している。このため、上位目標指標 1・2 のクライアント数についてはヨルダン人・シリア難民双方の人数を全施設 (63VHC) にて、上位目標指標 3・4 については重点対象 VHC のうち少なくとも 3 箇所で測定し、プロジェクト終了段階のインパ

⁴ USAID の HP 及び UNFPA の Country Programme document に依る。

クト発現状況を確認すること。

(11) 広報活動

本プロジェクトの実施に当たっては、本協力の意義、活動内容とその成果をヨルダン、日本国民、他ドナー等に広く理解してもらえるよう、ホームページや学会発表、プレスリリース等の手段を用いて効果的な広報に努める。広報業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案し、ニュースレター発行等の活動として 100 万円を計上すること。

(12) ローカルスタッフ

本プロジェクトでは、研修マネジメントや各種調整業務・ロジ支援等を行うローカルスタッフの配置を認める。ローカルスタッフの雇用を含めた効果的なプロジェクト実施体制について提案すること。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下の通りである。

コンサルタントは、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、Plan of Operation (PO) を参考にした作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

【プロジェクト全般に関する活動】

(1) モニタリングシートの作成

R/D に記載されているとおり、6 か月毎にモニタリングシートを C/P とともに作成し、JICA ヨルダン事務所に提出する。

(2) 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) の開催支援

プロジェクトの開始後、中間、終了時の少なくとも 3 回実施し、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

(3) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果をヨルダン、日本国民、他ドナー等に広く理解してもらえるよう、効果的な広報活動を行う。

(4) ワーク・プランの作成・合意

本プロジェクトにかかる詳細計画策定結果、業務計画書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを

ワーク・プラン（原案）（英文）に取り纏める。

JICA の確認後、同プラン（原案）を基に、ヨルダン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

（５） 重点対象 VHC リストの最終案の作成

プロジェクト開始前に保健省から提出された重点対象 VHC 候補リストを基に保健省及び県保健局と協議の上、重点対象 VHC リストの最終案を作成する。

（６） ベースライン調査（簡易調査）の実施

現状 VHC で提供されているサービス内容及び利用料金、配置人員、リファラル実績、准看護師の研修受講経験及びニーズ、ヨルダン人住民・シリア難民其々の VHC 利用状況、ヘルスプロモーション活動へのニーズ、必要機材の有無、及び上位目標指標となっている住民からの認知度につき、重点対象 VHC を対象に調査し結果を取りまとめる。ベースライン調査の調査項目については、開始前に JICA に提供の上合意を得ること。また、プロジェクト実施期間を鑑み、調査期間・結果とりまとめは開始 3 か月以内を目途に完了できるスコープとすること。なお、本調査については現地再委託による実施も可とする。

（７） カウンターパートの本邦・第三国における研修

５．（８）のとおり、既存の課題別研修や既存の第三国研修における研修につき、当該案件にかかる JICA の意向を確認しつつ候補者の入選および研修内容についてカウンターパート機関に助言し調整する。また、受入に係るアプリケーションフォームの作成並びに本邦・第三国における研修に協力する。

【成果 1「プロジェクト対象地域の村落保健センターにおいて、支援的環境が整備される」に関する活動】

（８）（活動 1-1 に関連）キックオフワークショップ・JCC の開催

保健省、県保健局、ホストコミュニティにおける保健サービス支援に関与している開発パートナー、主な NGO 等を対象とし、本プロジェクトの活動内容を説明すると共に、各団体の活動内容を確認の上、活動における連携可能性を確認することを目的としたキックオフワークショップを開催する。また、キックオフワークショップの結果を踏まえたワーク・プラン案の共有及び（５）で最終案を作成した重点対象 VHC の確定のため、第 1 回 JCC を開催する。

（９）（活動 1-2 に関連）南部 VHC マニュアルの改訂

南部 VHC マニュアル（２．（６）参照）をレビューし、ベースライン調査の結果を踏まえ、重点対象 VHC の実状に合わせ改訂案を作成する。なお、同改訂案は（１４）、（１６）等の研修時に重点対象 VHC に配布し、重点 VHC において試用の後、（１５）、（１７）

のフォローアップ時に現状との整合性・活用状況を確認し再修正を実施することを想定するが、より適切な方法がある場合にはプロポーザルで提案すること。

(10) (活動 1-2 に関連) 改訂版 VHC マニュアルの最終化及び保健省内の承認

(9) により改訂、試用後の修正を施したマニュアルを最終化し、保健省と内容につき合意し、プロジェクト終了までに省内の承認を得る。

(11) (活動 1-3 に関連) スーパービジョンシートの改訂・最終化

先行プロジェクトで作成した県保健局用村落保健センタースーパービジョンシート⁵をレビューし、県保健局が適切に VHC のサポータティブスーパービジョンを実施できるよう、プロジェクト対象地域及び最新の規定等を踏まえ、実状に合わせた簡潔な実施要領を付した改訂案を作成する。対象地域の県保健局による重点対象 VHC へのスーパービジョンの際試用することを想定し、試用結果を踏まえ、プロジェクト終了までに最終化する。

(12) (活動 1-4 に関連) VHC 用リファラルケース記録様式の改訂・最終化

先行プロジェクトで作成した「リファラルケース記録様式」⁶をレビューし、VHC から上位施設へのリファラル、上位施設から VHC に対するカウンターリファラル部分について実状に合わせた簡潔な実施要領を付した改訂案を作成し、重点 VHC における試用の上プロジェクト終了までに最終化する。なお、PDM には“Standard Operational Procedures (SOPs) for referral system”と記載があるが、その後既存の SOP は存在しないことが確認されたため、上記記録様式を基に改訂作業を行う。

(13) (活動 1-5 に関連) 重点対象 VHC に対する基礎的資機材の調達

ベースライン調査結果を踏まえ、重点対象 VHC において不足している産前・産後検診、予防接種等に必要な資機材を調達する。想定する資機材は材費用については 100 万円を計上すること。

【成果 2「プロジェクト対象地域の村落保健センターの保健スタッフの能力が強化される」に関する活動】

(14) (活動 2-1、2-2 に関連) VHC 准看護師向けの研修計画策定・実施

ベースライン調査結果を基に、保健省及び県保健局と共に VHC 准看護師向けの研修計画を策定し、計画に基づき研修を実施する。研修頻度はプロジェクト期間中に合計 4 回程度、1 回の研修期間中は 63VHC の准看護師（各 1 名）を県毎に 3 グループに分け、1 グループあたり 3 日/回、会場は県都を想定するが、詳細についてはヨルダン側と協議の上確定する。

⁵ 先行プロジェクトにて作成した成果品である Guidelines Annexes にスーパービジョン記録様式あり

⁶ 先行プロジェクトにて作成した成果品である Guidelines Annexes にリファラルケース記録様式あり

本研修では、VHC で提供されるべきリプロダクティブヘルス・家族計画サービス、予防接種、その他の基礎的サービス、リファラルを最低限含めること。また、JICA ヨルダン事務所が実施中の障害平等研修や他ドナーが支援中で難民流入後課題となっているジェンダーに基づいた暴力への対応等を参考に、VHC の准看護師が保健サービスに限らずホストコミュニティの課題を特定し、必要な支援に繋げることができる能力を身につけられるよう配慮する。想定される研修項目・実施手順に加え、より効果的な実施方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。また、本研修については現地再委託による実施も可とする。

(15) (活動 2-2 に関連) VHC 准看護師への研修実施後フォローアップの実施と研修成果の確認

重点支援 VHC において、スーパービジョン時に研修結果の活用状況を確認し、VHC 准看護師への補足説明・指導を行う。本活動は、上記(11)に記載のスーパービジョンシーートの試用と合わせて行う。また、研修成果についてはモニタリングシート及び事業完了報告書に記載し、随時 JICA と共有を図ること。

(16) (活動 2-3 に関連) VHC 関連スタッフ向け研修計画策定・実施

県保健局、VHC を巡回する医師、リファラル先助産師等を対象とした研修を実施する。本活動は先方保健省・県保健局からの強い要望により PDM に含まれているが、VHC のサービス改善の主たる担い手である准看護師をサポートするために必要な能力を向上する内容に限定し、研修項目は最小限とすること。研修頻度はプロジェクト実施期間中に合計 4 回程度、1 回の研修期間は 1 日、会場は県都、対象者は県保健局合計 10 名、巡回医師計 20 名、リファラル先の助産師 63 名として積算するが、詳細についてはヨルダン側と協議の上確定する。本研修については現地再委託による実施も可とする。

(17) (活動 2-3 に関連) VHC 関連スタッフ向けの研修実施後フォローアップの実施と研修成果の確認

(11)、(15) と合わせ、VHC 関連スタッフの研修結果の活用状況を確認し、必要に応じて現場で補足説明・指導を行う。また、研修成果についてはモニタリングシート及び事業完了報告書に記載し、ヨルダン側及び JICA と共有を図ること。なお、(11)、(15)、(17) を目的とした重点対象 VHC 訪問は、各研修実施後、1 日で 2VHC 訪問することを想定し、積算すること。

【成果 3 「重点対象 VHC において、ヘルスプロモーション活動が活発化する」に関する活動】

(18) (活動 3-1 に関連) 重点支援 VHC 准看護師に対するヘルスプロモーション研修の実施及び活動計画の策定

ベースライン調査結果及び先行プロジェクトでの事例を活用し、重点対象 VHC の准看護師に対し研修を実施する。同研修中に各施設周辺コミュニティでのリソース団体、コミュニティグループの有無、既往活動を踏まえ、准看護師のヘルスプロモーション活動計画策定を支援する。その際、可能な限りヨルダン人住民及びシリア難民双方が対象となる活動になるよう留意すること。研修はベースライン調査結果後、1年目に1回、2年目にフォローアップ及び重点対象 VHC 間の経験共有として1回の計2回、1回あたり2日、対象者は重点対象 VHC の准看護師 14 名、県保健局 3 名を想定するが、詳細はヨルダン側と協議して確定する。本研修については現地再委託による実施も可とする。

(19) (活動 3-2 に関連) 重点対象 VHC 准看護師によるヘルスプロモーション活動実施支援

(18) により策定された計画に基づき、重点対象 VHC の准看護師が実施するヘルスプロモーション活動の実施を支援する。同活動支援については現地再委託による実施も可とする。好事例についてはパンフレット等配布可能な形で簡潔にまとめ、ヨルダン側及び JICA と共有を図ること。

(20) (活動 3-2 に関連) モバイルクリニックを活用した治療・ヘルスプロモーション活動の実施

5. (2) により調達されるモバイルクリニックを活用した治療及びヘルスプロモーション活動案につき、プロポーザルで提案すること。

なお、本車輛導入時には、納品業者による操作指導(1週間程度)を実施予定。

(21) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト事業完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 : 3 部
ワーク・プラン (モニタリングシート Ver.1 含む)	プロジェクト開始後 1 ヶ月以内	GIGAPOD での提出
モニタリングシート Ver.2	2016 年 9 月	GIGAPOD での提出
モニタリングシート Ver.3	2017 年 3 月	GIGAPOD での提出
モニタリングシート Ver.4	2017 年 9 月	GIGAPOD での提出
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時	和文 : 5 部 英文 : 15 部 CD-R : 2 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本すること。報告書の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画 (Work Breakdown Structure : WBS 等の活用)
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) モニタリングシート

規定の様式に従って作成

ウ) プロジェクト事業完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (中間レビュー・終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (業務進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入実績
- ⑥遠隔研修・セミナー実施実績 (実施した場合)
- ⑦供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- ⑧合同調整委員会議事録等
- ⑨その他活動実績

注) ⑦の引渡しリストは事業完了報告書のみに記載。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、イを技術協力成果品、ア、ウ、エ、オを技術協力成果資料として分類し、イについては契約業務の成果品とする。

なお、提出に当たっては、完成直近のモニタリングシート/事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ VHC オペレーションマニュアル
- ウ VHC リファラルマニュアル
- エ VHC スーパービジョンマニュアル
- オ ヘルスプロモーション活動好事例集

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事

月報に添付して JICA に提出する。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2～3 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ 業務フローチャート（A3 版 1 ページ程度）

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2016年4月上旬に開始し、2018年4月上旬の終了を予定している。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約 44.0 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務では、以下を想定しているが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、上記の全体業務量を超えない範囲で、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 総括/リプロダクティブヘルス・家族計画（2号）

イ 研修管理（3号）

ウ 業務調整/ヘルスプロモーション

3. 相手国の便宜供与

2015年8月に署名された詳細計画策定調査の協議議事録および2016年1月に締結されたR/Dに基づき、カウンターパートの配置、プロジェクト車輛駐車場・事務所スペースの提供等。

4. 配布資料

（1）詳細計画策定結果

（2）R/D（写）

（3）先行プロジェクト成果品

- － Operation Manual for Village Health Centers in the South Region
- － Practical Guide for Village Health Centers in the South Region
- － Home-Visit Guidelines for Health Educators and Nurses in Village Health Centers
- － Guidelines Annex

（4）障害平等研修参考資料

（5）スーダン「Dr.カー（移動型診療所）展開に関する運行支援普及・実証事業」参考資料

5. 現地再委託

ベースライン調査、現地で開催する研修計画策定・実施については、現地再委託を可とする。現地再委託が必要と判断する場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由、並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、

入札など)、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. 供与機材調達

本プロジェクトでは、モバイルクリニック1台をJICA本部調達にて、四駆車1台(2,500cc以下)をJICAヨルダン事務所にて調達する。

四駆車の納期は購入契約から約4か月を要し、使用開始は2016年6月からを見込むため、その間はレンタカーを借り上げることとし、費用は一般業務費の見積もりに含める。

その他にコンサルタントが業務に必要と考える事務機器があれば、プロポーザルに機材名、必要数、仕様、参考銘柄、現地調達の可否、見積価格、必要と判断される理由、用途等を提案し、別見積とすること。なお、ドライバーの雇用、車両の燃料費、保険料・維持管理費、コピー機、プリンターの維持管理費を一般業務費の見積もりに含める。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。治安状況については、JICAヨルダン事務所、在ヨルダン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする

以上

